

[裏面参照のうえ建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

## 仲 裁 合 意 書

工 事 名.....

工 事 場 所.....

年 月 日締結した上記建設工事の請負契約に関し紛争が生じた場合は、民間(旧四会) 連合協定工事請負契約約款第 34 条 (2) の規定に基づき、建設業法により定められた下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名.....建設工事紛争審査会

[管轄審査会名を記入していない場合は、建設業法第 25 条の 9 第 1 項  
または第 2 項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

年 月 日

発 注 者.....

同 保証人.....

受 注 者.....

同 保証人.....

(民間(旧四会)連合協定用紙)

## 仲裁合意書について

- 1) 建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省に中央審査会が、各都道府県に当該都道府県審査会がそれぞれ設置されており、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、あっせん・調停および仲裁を行っている。審査会の管轄は、受注者が大臣許可業者であるときは中央審査会、知事許可業者であるときは当該都道府県審査会を原則とするが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることができる。

ここであっせんおよび調停は当事者のいずれか一方の申し出によって受理されるが、裁判所の訴訟に代えて審査会の仲裁に付するためには、当事者の合意が必要であるので、民間連合約款第34条（2）の規定により仲裁に付する場合の仲裁合意書を添付した。

ただし、消費者である発注者は、受注者との間に成立した仲裁合意を解除することができる。また、事業者の申し立てによる仲裁手続きの第1回口頭審理期日において、消費者（発注者）である当事者が出頭せず、または解除権を放棄する旨の意思を表明しないときは、仲裁合意を解除したものとみなされる。

- 2) 適法になされた審査会の仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても裁判所で争うことはできなくなる。

なお、建設工事紛争審査会の仲裁制度はいわゆる一審制であり、その手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

- 3) 請負契約において保証人を立てた場合、保証人が当事者として仲裁合意に加わらないときは、当該保証人の欄を抹消する。